資料２

北海道個人情報取扱事務委託等の基準

平成６年９月１９日
総務部長決定

１　趣旨

この基準は、北海道個人情報保護条例（平成６年北海道条例第２号）第12条の規定に基づき、知事が個人情報取扱事務の委託等を行う場合に、当該委託等の契約において、受託者が講ずべき個人情報保護のため必要とする措置を明らかにしたものである。

２　対象となる委託等の契約

この基準の対象となる委託等の契約は、知事が個人情報取扱事務の全部又は一部を道以外のものに依頼する契約のすべてとする。したがって、一般に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約を含む。

３　委託等に当たっての留意事項

個人情報取扱事務の委託等を行うときは、次の事項に留意するものとする。

⑴ 受託者の選定に当たっては、個人情報の適正な管理ができる相手方を選定すること。

⑵ 入札等を行う前に、受託者に対して、個人情報保護のために措置すべき事項を十分に説明し、その内容の周知徹底を図ること。

⑶ 受託者に対して、委託等の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲等を明確に示すこと。

４　契約に当たっての措置

契約に当たっては、契約書に次の個人情報の保護の条文を追加するとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」（以下「別記特記事項」という。）を添付するものとする。

なお、別記特記事項については、契約書本文に当該特記事項の内容を記載しても差し支えないものである。

また、契約書等の書面を作成しない契約の場合には、別記特記事項を契約事項として受託者に交付するものとする。

> （個人情報の保護）
> 第〇条　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

資料２

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）
第１　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
（秘密の保持）
第２　乙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。
２　乙は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
（目的外収集・利用の禁止）
第３　乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。
（第三者への提供制限）
第４　乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。
（再委託等の禁止）
第５　乙は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。
（複写、複製の禁止）
第６　乙は、この契約による業務の処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。
（提供資料等の返還等）
第７　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
（契約解除及び損害賠償）
第８　甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

（注）　１　甲は北海道、乙は受託者をいう。
　　　　２　委託等の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。